

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）	．．．．．	一
二	下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）	．．．．．	七
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）	．．．．．	八

改正案	現行
<p>（カドミウム等の物質）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 一・二・ジクロロエチレン</p> <p>十六～二十六（略）</p> <p>二十七 塩化ビニルモノマー</p> <p>二十八 一・四・ジオキサン</p> <p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>九～十四（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>十五～二十四（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二十五～四十九（略）</p> <p>五十 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）</p> <p>五十一 マンガン及びその化合物</p>	<p>（カドミウム等の物質）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 シス・一・二・ジクロロエチレン</p> <p>十六～二十六（略）</p> <p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 塩化ビニルモノマー</p> <p>十～十五（略）</p> <p>十六 トランス・一・二・ジクロロエチレン</p> <p>十七～二十六</p> <p>二十七 一・四・ジオキサン</p> <p>二十八～五十二（略）</p>

- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類

別表第一（第一条関係）

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 八（略）
  - 二 掘削用の泥水分離施設
  - 一の二丁九（略）
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水（略）
  - へ 蒸留施設
  - 十一 十五（略）
  - 十六 麵類製造業の用に供する湯煮施設
  - 十七 二十七（略）
  - 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
    - イ（略）
  - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸留施設
  - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
  - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設

別表第一（第一条関係）

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 八（略）
  - 二 掘さく用の泥水分離施設
  - 一の二丁九（略）
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水（略）
  - へ 蒸りゆう施設
  - 十一 十五（略）
  - 十六 めん類製造業の用に供する湯煮施設
  - 十七 二十七（略）
  - 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
    - イ（略）
  - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸りゆう施設
  - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
  - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設

- ホ・ヘ (略)
- 二十九 (略)
- 三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ (略)
- ロ 蒸留施設
- 八・二 (略)
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
- ロ・八 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 二 (略)
- ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
- ト 又 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
- ロ・八 (略)

- ホ・ヘ (略)
- 二十九 (略)
- 三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ (略)
- ロ 蒸りゆう施設
- 八・二 (略)
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
- ロ・八 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 二 (略)
- ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
- ト 又 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸りゆう施設
- ロ・八 (略)

三十六 (略)

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イハ (略)

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

ヘ (略)

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リニ エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

ヌル (略)

ロ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ワタ (略)

三十八 (略)

三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四

三十六 (略)

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イハ (略)

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設

ヘ (略)

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設

リニ エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設

ヌル (略)

ロ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

ワタ (略)

三十八 (略)

・ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。）

三十九 (略)

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

四十一～四十四 (略)

四十五 木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設

四十六～五十 (略)

五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 原油常圧蒸留施設

ハ 水 (略)

五十一の二～六十六 (略)

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

六十六の三 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。

イ (略)

ロ 洗濯施設

ハ (略)

六十六の四・六十六の五 (略)

六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

三十九 (略)

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

四十一～四十四 (略)

四十五 木材化学工業の用に供するフルフルール蒸りゆう施設

四十六～五十 (略)

五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 原油常圧蒸りゆう施設

ハ 水 (略)

五十一の二～六十六 (略)

六十六の二 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。

イ (略)

ロ 洗たく施設

ハ (略)

六十六の三・六十六の四 (略)

六十六の五 飲食店(次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の七・六十六の八 (略)

六十七 洗濯業の用に供する洗淨施設

六十八～七十四 (略)

別表第三(第五条関係)

一～三十三 (略)

三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる

施設

三十五～三十八 (略)

六十六の六・六十六の七 (略)

六十七 洗たく業の用に供する洗淨施設

六十八～七十四 (略)

別表第三(第五条関係)

一～三十三 (略)

三十四 別表第一第六十六号の二から第六十七号までに掲げる

施設

三十五～三十八 (略)

改正案	現行
<p>（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）</p> <p>第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。</p> <p>（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）</p> <p>第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設</p> <p>二 ダイオキシン類対策法特定施設</p>	<p>（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）</p> <p>第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。</p> <p>（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）</p> <p>第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の三から第六十六号の七まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設</p> <p>二 ダイオキシン類対策法特定施設</p>



改正案

別表第五（第六条の五関係）

一 五	(略)	(略)
六	水質汚濁防止令別表第一第二十二号口、第二十四号、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十七号口からホまで、第四十九号、第五十号、第五十三号、第六十二号イ、ロ、ホ及びへ、第六十五号、第六十六号の三八並びに第七十一号のニイに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	砒素又はその化合物
七 二四	(略)	(略)

現行

別表第五（第六条の五関係）

一 五	(略)	(略)
六	水質汚濁防止令別表第一第二十二号口、第二十四号、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十七号口からホまで、第四十九号、第五十号、第五十三号、第六十二号イ、ロ、ホ及びへ、第六十五号、第六十六号の二八並びに第七十一号のニイに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	砒素又はその化合物
七 二四	(略)	(略)